

「インフルエンサーを活用したインバウンド向け観光プロモーション事業」
質問に対する回答

| No | 仕様書 公募要領 該当部分 | 質問事項 | 回答 |
|----|---------------------|---|--|
| 1 | | 「インフルエンサーを活用したインバウンド向け観光プロモーション事業」企画提案公募参加申請書の提出は不要か。 | 提出不要です。 |
| 2 | 公募要領 10 | 2次審査(プレゼンテーション審査)は対面での実施か。 | 対面でのプレゼンテーションを予定していますが、提案事業者様の一部がオンラインで参加することは差し支えありません。その場合、スクリーン、プロジェクター、HDMIケーブルは県で準備しますが、その他の必要な機材は提案事業者様でご準備ください。 |
| 3 | 仕様書 3(1)ア | ・「インバウンド向け「よかバス」ツアーに乘車し」とあるが取材に合わせた「よかバス」の運行は可能か。 ・よかバスのツアー内容は現状展開されているものから変更可能か。 | 取材に合わせた「よかバス」の運行や内容の変更について、県からよかバスツアーを主催する旅行会社に働きかけることは想定していませんが、提案事業者様の働きかけや工夫を妨げるものではありません。 |
| 4 | 仕様書 3(1)ア | よかバスの運行状況について、6月16日現在では、サイト上では繁体字対応は週1回、韓国語対応は月1回の運行だが、今後増便の予定はあるか。 | よかバスツアーを主催する各旅行会社によって判断されるため、お答えできかねます。 |
| 5 | 仕様書 3(1)ア | よかバスの利用について、日本語ページにて購入できる日本人向けツアーにインバウンドが参加することは可能か。 | 日本語ページにしか掲載がないツアーであっても参加可能です。 |
| 6 | 仕様書 3(1)ア | 複数の動画のうち、よかバスが一切登場しない動画があるのは問題ないか。 | よかバスが一切登場しない動画があっても差し支えありません。 |
| 7 | 仕様書 3(1)イ | 「但し、3カ国・地域で最低1本以上」との記載があるが、台湾・香港・韓国向け動画が各1本以上の意味でよいか。 | ご認識のとおりです。 |
| 8 | 仕様書 3(1)イ | 配信回数のカウント方法について、例えば、同一インフルエンサーが作成した動画1本を、台湾・韓国・香港向けにテロップなどを変えて配信する場合、これは配信回数として「1本」扱いになるか、「3本」としてカウントされるか、ご指示いただけますと幸いです。 | 配信回数は国・地域ごとでカウントします。 例示いただいた場合では、各国・地域でそれぞれ1本ずつとカウントし、「3カ国・地域で最低1本以上」の要件を満たすこととなりますが、その場合に起用するインフルエンサーは各国・地域のターゲットに訴求可能である方が前提です。 |
| 9 | 仕様書 3(2) | 動画の二次利用範囲は何か。 | 動画の二次利用として、県公式ホームページやSNSへの掲載、県が実施するプロモーションでの使用(イベントでの動画放映など)を想定しています。 |
| 10 | 仕様書 3(2) | 動画の使用は、本事業の契約期間(～R8.3.31)内という認識でよいか。 | 委託契約終了後においても使用することを想定しています。 制作した動画の権利にかかる具体的な条件については、委託事業者決定後、起用するインフルエンサーや配信媒体ごとに個別に協議させていただきます。 |

| No | 仕様書 公募要領 該当部分 | 質問事項 | 回答 |
|----|---------------------|--|---|
| 11 | 仕様書 3(2) | 本項に県側による二次利用(任意の切り取り、再編集等)は含まれるか。インフルエンサーや媒体によっては、ライセンス譲渡に制約がある場合があるため、具体的な条件について確認させてほしい。 | 県側による動画の再編集等は想定していませんが、例えば、プロモーションイベントで動画放映を行う場合、特定の部分のみを再生するなどの対応をする場合があります。制作した動画の権利にかかる具体的な条件については、委託事業者決定後、起用するインフルエンサーや配信媒体ごとに個別に協議させていただきます。 |
| 12 | 仕様書 4(1) | 「(1)動画企画」とは、動画配信に最も効果的な配信媒体を選定するということか。 | 「動画企画」とは、配信する動画のコンセプトやテーマ、紹介するコンテンツ、取材行程、取材回数等を指しています。なお、仕様書4(3)にて配信媒体を提案いただくこととしています。 |
| 13 | 仕様書 4(2) | インフルエンサーの選定基準について、東アジア各国で媒体(例:Instagram、YouTube、TikTok、Weiboなど)やフォロワー数の目安はあるか。 | 配信媒体や起用するインフルエンサーのフォロワー数について基準や目安は設定していません。事業目的に照らし、効果的なインフルエンサーを提案事業者様にて選定し、ご提案ください。 |
| 14 | 仕様書 4(3) | 仕様書3(1)アにおいて、「インフルエンサー自身のSNSでの配信」が求められている一方、4(3)では「効果的な配信媒体の提案」と記載がある。これはインフルエンサー投稿に加えて、県や第三者媒体での展開も必須というご理解でよいか。また、それぞれを1配信と数えるのか、合算して1回と数えるのか。 | 「効果的な配信媒体の提案」とは各国・地域のターゲットに効果的に訴求可能な配信媒体をご提案いただきたいという趣旨であり、起用するインフルエンサーのSNS以外での配信を必須とするものではありません。なお、県や第三者媒体での展開など、事業目的に照らして効果的な配信方法がある場合は、ご提案ください。その場合、配信回数については、各媒体でそれぞれ1本とカウントいただいて差し支えありません。 |
| 15 | 仕様書 4(5) | 「期待される成果およびKPI」を定量的に示すことが求められているが、重視している指標(例:再生数/いいね数/ウェブ誘導など)はあるか。 | 重視する指標等は設定していません。事業目的の達成のため、どのような指標を重視し、どの水準を達成すべきかという観点で必要なKPIを提案事業者様にて設定し、ご提案ください。 |
| 16 | 仕様書 6(2) | 動画の納品形式は何か。 | 制作した動画はMP4等動画ファイル形式でUSB、CD-R等の記憶媒体に保存し、納品をお願いいたします。 |